

○副議長（谷田部孝一君）次に、井上さくら君。

〔井上さくら君登壇〕

○井上さくら君 井上さくらでございます。

カジノ、I Rについて伺います。

まず、基本的なこととして、市長はこの問題での民意を一体どう考えているのでしょうか。

昨年12月、市民説明会の場で市長は、市民の多くの方が反対だという認識はなかったと発言しています。日ごろどこを向いて市政運営をしているのかと驚きました。市長、この認識はその後変わられたのでしょうか。

そして、現在、市長はカジノ、I Rについての民意をどう捉えているのか、伺います。

また、今月の市長会見で、3月から新たに行うこととしたパブリックコメントについて、仮に反対が多くてもI Rはやめないという発言をしています。反対意見が多いことをようやく認識されたのかもしれませんが、その市民の声に初めから向き合う気もないとすれば、今回のパブコメは何のために行うのでしょうか。

昨年、国はI R整備のための基本的な方針案として公表し、全国で3カ所のI R区域認定のための評価基準を示しました。その項目として、地域における十分な合意形成がなされており、I R事業が長期的、かつ安定的に継続していくために不可欠な、地域における良好な関係が構築されていることと明記されています。昨年8月、市長が突如としてI Rの実現を宣言して以降、カジノ反対の声は広がりこそすれ、おさまる気配はなく、市長解任を求めるリコールの運動も起きる事態になっています。国による区域選定の評価項目である、地域での十分な合意形成、地域における良好な関係にほど遠い中、何とかアライバイをつくるために、今回のパブコメを行おうとしているのでしょうか。

そこで伺いますが、これまで予定になかったパブコメをすることとした理由、そして、横浜市において、国の基本方針案にある地域での十分な合意形成、地域における良好な関係は得られていると考えるか、お答えください。

次に、I R汚職事件に関連して伺います。

昨年末、I R法制定時に担当副大臣だった秋元司衆議院議員らが逮捕されたI R汚職事件は、まだ解明の端緒にもついておらず、I R自体に向けられた疑念は何ら払拭されておりません。事件の全容もわからない中、不正防止策をどうやって立てられるというのか、伺います。

先日の本会議で市長は、市が定めた接触ルールについて、市長、副市長、都市整備局長を来月から対象に加えるとした。しかし、それでもこのルールは穴だらけです。I R事業では、都市計画や港湾計画の変更、環境アセスや建築規制など、多岐にわたる業務が予定され、それら規制や許認可に多くの局や部署がかかわります。しかし、不正防止の接触ルールが適用されるのは都市整備局のI R推進室の職員のみとされ、関与する職員の大多数はルールの対象外です。また、昨年11月に新たに採用されたI R推進室参与という方は対象外と聞いております。さらに、今まさにカジノ事業者と今後の開発条件などを水面下でやりとりしているコンセプト提案、いわゆるR F Cでの接触や、議員からの働きかけも全て対象外とされています。これで果たして意味をなすのでしょうか。

これらを接触ルールから除外する理由を伺います。

次に、コンセプト提案募集とその提案に基づく対話、いわゆるR F Cについて伺います。

横浜市はこのR F Cを昨年10月から継続して行っています。その中で、民間事業者とどのような話をしているのか、再三資料の提出を求めています、一切出てきません。概要さえも秘密とされております。しかし、この事業者との対話を通じてI R事業の根幹を定める実施方針がつくられようとしており、そこには横浜市の将来を大きく左右する内容が含まれております。

そこで、幾つか伺います。まず、予定地としている山下ふ頭の土地をどのように処分しようと考えているのでしょうか。土地価格を幾らとして事業者に示しているのか、全体金額と平米単価を伺います。

次に、事業期間について伺います。横浜市が昨年10月に公表したI R事業に係るコンセプト募集要項で事業期間は何と40年間と仮定されています。この長い期間にわたる契約をI R事業者と交わすことになるわけです。しかし、I R事業とは、国への申請、認定があって初めて成り立つ事業です。その認定には期限があり、最初の認定からは10年間、これを更新した場合はその後5年ごとという期限つきです。期間終了時の更新申請には、その都度地域の合意形成や議会の議決が必要と定められております。数千億円から1兆円規模の投資を事業開始前に民間に求める事業として、余りにつり合わない、許認可の期間が短過ぎると事業者側から問題視され、日本のカジノ法制上の最大の問題点として10条問題と呼ばれております。この問題解決を迫られる中で、国はみずから与える認可期間を超える契約を自治体が結ぶことは構わないとの見解を示し、カジノ事業者たちに大きな助け船を出しました。その結果、先行する大阪府は35年間の契約締結を前提に事業者公募を行い、横浜市は仮とはいえ、それをを超える40年間という事業期間を提示したわけです。

そこで伺いますが、I R事業について、数十年に及ぶ契約をI R事業者と結ぶことの自治体としての問題やリスクをどう考えているのか、お答えください。

また、事業期間35年とした大阪府の事業者募集要項では、区域整備計画の更新申請を府が行わなかった場合、あるいは大阪市が更新の同意を行わなかった場合などは、それぞれの自治体が事業者に対して損害賠償する規定が明記されています。更新申請を行わない場合には、将来の市長がカジノ、I Rは本市に不要と考える場合や、市議会がやはりそうした政策判断をするケースも含まれます。

そのような将来の政策判断を自治体による損害賠償をあらかじめ約束することで縛ってしまう、このような規定について市長はどう考えるでしょうか。

また、こうした内容について、横浜市も事業者とのやりとりをしているのか、そして、いわゆるこの10条問題について市としての考え方はどうか、伺います。

区域整備計画の申請はI R整備法によって議会議決を必須条件としています。その申請について、何にせよあらかじめ定めることは、将来の議会の政策判断まで拘束することとなります。そのような検討は議会無視であり、地方自治に反すると思われませんか。

見解を伺って、ひとまず終わります。

〔傍聴席にて私語する者あり〕

○副議長（谷田部孝一君）傍聴人の方々に申し上げます。

会議の妨げになりますので、御静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときには、地方自治法第130条の規定により退場を命じますから、念のため申し添えます。

林市長。

〔市長 林文子君登壇〕

○市長（林文子君）井上議員の御質問にお答え申し上げます。

I Rについて御質問いただきました。

I Rに対する民意の現在の認識についてですが、説明会を初め、さまざまな機会を通じて、I Rの構成施設の一つであるカジノへの御心配から、I Rへの厳しい御意見を多くいただいています。その一方で、I Rの実現に期待する声もいただいております。さまざまな御意見があると受けとめています。今後も、本市がなぜI Rに取り組むのかを御理解いただけるように、手続の節目ごとに丁寧に御説明を続けてまいります。以前からお答えしていたのと変わりはありません。

横浜I Rの方向性のパブリックコメントを行う理由ですが、ことし6月に想定している実施方針や、募集要項の公表にあわせて、横浜のI Rのコンセプトなどの方向性を示す必要があります。このため、横浜市が目指すI Rの方向性や考え方について、市民の皆様幅広く周知し、御意見を伺うため、パブリックコメントを実施いたします。

地域の合意形成などについてですが、12月に実施した市民説明会のアンケートでは、約5割から6割の方がI Rへの理解が深まったという集計結果が出ています。このようにまずは日本型I Rや横浜市が目指すI Rとはどのようなものかについて、市民の皆さんの御理解いただくことが必要だと考えています。また、I R整備法では、地域の合意形成の手続として、都道府県等々との協議や同意、公聴会の開催、議会の議決などが規定されており、このような手続を進めていきます。

市民の疑念を払拭できる不正防止策についてですが、今回の事件を受けまして、接触ルールの適用対象をこれまでのI R担当部署の職員に市長、副市長、都市整備局長を加える見直しを3月1日に実施いたします。また、今後も、国の基本方針など、新たな情報や状況の変化を踏まえ、適宜見直しを行ってまいります。

I R推進室以内を対象としている理由についてですが、I R事業者の対応については、I Rに関する事業者対応の取り扱いのもと、I R推進室で一元的に行っています。今後も、事業者対応の窓口はI R推進室が行い、しっかりと面談の記録を残すことによって、公正性、透明性を確保していきます。

R F Cを対象外としている理由については、R F Cは本市の募集に対して、民間事業者のノウハウ等に基づく提案等をいただくために、任意で協力いただくもので、I Rに関する事業者対応の取り扱いと異なる枠組みで実施しています。応募に際しては、担当窓口以外の関係機関、または関係部署に対して、個別に問い合わせ等を行うことを禁止するなど、公正性、透明性にかかわる部分もしっかりと募集要項で定めていきます。また、ヒアリング記録に関しては、参加者や議事概要をまとめ、上司に報告しています。議員からの働きかけについては、横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則などに基づき適正に対応しています。

山下ふ頭の土地の処分方法についてですが、山下ふ頭は現在、事業者公募に向け処分方法を検討しています。山下ふ頭は横浜市にとって大変重要な場所であることから、他都市と同様に貸し付けの方向で検討しています。また、土地価格については、R F Cで提案する際の参考価格として、貸し付けの場合、月額平米860円、売却の場合平米34万円をお示しして

います。土地の売却総額については事業者にお示ししておりませんが、約 1600 億円になります。なお、事業者公募での土地価格については、財産評価審議会での答申価格をもとに決定していきます。

事業期間が長期間になることによる本市のリスクについてですが、R F C コンセプト提案では、事業計画を作成するための条件の一つとして、事業期間を 40 年と設定したもので、I R の正式な事業期間は現在検討中です。I R は非常に大規模な投資が行われるため、一定程度長期間の事業期間が求められています。また、事業期間が長いほうが大規模な投資を引き出せるため、より魅力的な I R 施設を整備できると考えられます。仮に事業期間が 40 年であっても、公益上必要と認める場合、区域整備計画の認定の更新の申請を行わないこと、認定の取り消しの申請をすることができることが定められています。今後、実施協定を策定する中で、リスクやその対応について検討していきます。

損害賠償規定についてどう考えるかについてですが、日本型 I R は、I R 整備法に基づき、自治体と民間事業者が協働で実施する枠組みになっています。国の基本方針案においても、I R 事業者の責任の履行確保の方法や、I R 事業におけるリスク及びその分担のあり方等を示すことが求められるとされています。

こうした内容について事業者とのやりとりをしているのかについてですが、現在実施している R F C で、I R 事業の責任やリスク、分担等について対話を進めています。

10 条問題についての本市の考え方ですが、現在実施している R F C 等を参考に、本市として、I R を途中で撤退する場合の責任や条件に対する考え方を整理し、実施方針に盛り込んでいきます。

議会議決を必要とする区域整備計画の更新についての定めに関する警戒についてですが、大阪府市の区域整備計画の継続判断基準については、大阪府市が責任を負わずに区域整備計画の継続を行わない判断をする場合の基準を定めたものであり、議会の政策判断を拘束するものではないと考えます。国の基本方針案においても、I R 事業者の責任の履行確保の方法や、I R 事業におけるリスク及びその分担のあり方等を示すことが求められるとされています。

以上、井上議員の御質問に御答弁申し上げます。

〔傍聴席にて私語する者あり〕

○副議長（谷田部孝一君）井上君。

〔井上さくら君登壇〕

○井上さくら君 まず初めに、山下ふ頭の土地についてです。

全体 47 ヘクタールでは 1600 億円とのお答えがありました。私も路線価を調べてみましたけれども、山下ふ頭の直近、そして現状の路線価で約 100 万円です。これで計算すると一先ほど平米単価 34 万円とおっしゃっていましたが、今の路線価で計算しますと 47 ヘクタール約 4700 億円。路線価ですから地価はもっと高いはずですよ。そうすると、横浜市が今事業者に示している山下ふ頭の価格は地価の 3 割以下ではないでしょうか。なぜこんなに安い価格を前提にした対話を継続しようとしているのか。これは先ほど太田議員が現庁舎 7600 万円の売却という話がありました。こちらは 70 年間ですが、山下ふ頭は貸し付けが前提という話がありました。貸し付けの場合は、土地引き渡し日から 40 年。これもこのように書かれています。40 年後です。私は多分生きてないと思いますし、市長も失礼です

けれども鬼籍にいらっしゃるのではないのでしょうか。私たちの次の世代が本来判断をしなければならぬ部分について、果たしてそこまで—特にカジノという横浜市に大きな市民の犠牲を伴う、こういう政策について、将来にわたる政策を今決定することは決してできないと思います。

価格がなぜ地価の3分の1以下なのかということと、それから、議会を拘束しないというお話がありました。議会を拘束しないという規定を果たして入れられるのでしょうか。大阪府市による募集要項を見ましたけれども、要するに、府市が議会の議決を経て出す申請が行えなかったとき、事業者側に重大な契約違反がある場合は別だということですが、それが証明できない場合は自治体側が損害賠償すると書いてあります。それは当然ですが、議会が議決をしなかった場合—これはI R事業者側が大きな契約違反ということを行ってれば別ですが、そうではなくて、大もとの政策判断としてカジノはもうやめようという判断をした場合、果たして免責されるのでしょうか。そこを今市長のお考えをぜひ明確に述べていただきたいと思います。

終わります。（「そんなことばかりやっているから横浜市の金がなくなっちゃうんだよ」「そうだ」「それでカジノをやる。とんでもない。横浜市の財産をなくすんじゃないか、あんたが」と呼ぶ者あり）

○副議長（谷田部孝一君）ただいま答弁を整理しておりますので、しばらくお待ちください。

〔傍聴席にて私語する者あり〕

〔「山下町の価格なんていうのは路線価を見てもすぐわかるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷田部孝一君）傍聴席で会議を妨害した、議長席より向かって正面、後ろから1列目、右から5席目にお座りの方、再三注意を申し上げましたが、御理解いただけないようですので、極めて残念ですが、地方自治法第130条の規定により退場を命じます。

〔傍聴席にて私語する者あり〕

〔該当傍聴人退場〕

○副議長（谷田部孝一君）林市長。

〔市長 林文子君登壇〕

○市長（林文子君）井上議員の御質問にお答え申し上げます。

参考価格で提示した価格の妥当性についてですが、山下ふ頭はI Rの整備に際し、現在の埠頭としての利用から、都市的土地利用への転換が見込まれます。このため、R F Cの参考価格は先行事例である新港ふ頭の土地価格をもとに算出し、お示しをしています。事業者公募での土地価格については、財産評価審議会での答申価格をもとに決定していきます。

議会を拘束しないという項目を入れられるかという御質問についてですが、現在実施しているR F C等を参考に条件を整理して、国での検討や他都市の状況を踏まえて検討して、実施方針に盛り込んでまいります。

以上、井上議員の御質問に御答弁申し上げます。